

① 10月^{がつ}から 「マイナンバー」が ^{おく}送られてきます！

- ◆ 日本^{にほん}では もうすぐ 「マイナンバー^{せいど}制度」が スタートします。
- ◆ マイナンバーは ^{ひとり}一人に^{ひとつ}一つの ^{ばんごう}番号で ^{やくしよ}役所などでの ^{てつづ}手続きに ^{ひつよう}必要となる ^{たいせつ}大切なものです。
- ◆ 2015年^{ねん}10月^{がつ}から ^{じたく}みなさんの ^{しちやうそん}自宅（^{とうるく}市町村に^{じゆうしよ}登録している住所）に ^{しちやうそん}市町村から ^{ふうとう}封筒が ^{おく}送られてきます。
- ◆ 封筒^{ふうとう}には マイナンバーが ^か書かれた 「通知カード^{つうち}」が ^{はい}入っています。

【封筒】



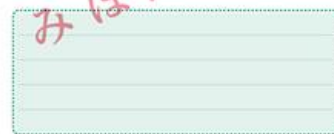
【通知カード】

(おもて)



(うら)

- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。



② マイナンバーは ^{たいせつ}大切に してください！

- ◆ 「通知カード」は ^す捨てたり ^{やぶ}破ったりせず ^{たいせつ}大切に ^{ほかん}保管してください。
- ◆ マイナンバーを ^{ふせい}不正に ^{りよう}利用されないため、^{ひつよう}必要が なければ ^{ほかの}ひと ^{ひと}人に あなたの マイナンバーを ^{おし}教えないで ください。

③ ^{こじんばんごう}「個人番号カード」が ^{もらえます!}

◆ ^{こじんばんごう}「個人番号カード」には、マイナンバーが ^か書いてあり ^{みぶんしょうめいしょ}身分証明書にも ^{なります。}

◆ ^{しちょうそん}市町村に ^{よっては}、コンビニで ^{じゅうみんひょう}住民票を ^{もらうことも} できる ^{など} とも ^{べんり} 便利です。

◆ ^{こじんばんごう}「個人番号カード」を ^{もらう} ためには ^{つうち}「通知カード」と ^{いっしょ}一緒に ^{とど}届く ^{もうしこみしょ}申込書に ^{ひつよう}必要なことを ^か書いて ^{おく}送り返して ^{かえ}ください。



(おもて) (うら)



④ ^わ分からないことが ^{あったら?}

◆ ^{した}下の ^{ホームページ}を見るか、^{した}下の ^{でんわばんごう}電話番号に ^{でんわ}電話して ^{ください。}
^す住んでいる ^{ところ} (市町村) の ^{やくしょ}役所にも ^き聞くことが ^{できます。}

- ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- コールセンター
0570-20-0291 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)
【2015年9月30日まで】
月曜日～金曜日 9:30～17:30 (土日祝日はつながりません)
【2015年10月1日から2016年3月31日まで】
月曜日～金曜日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30
(年末年始はつながりません) ※ナビダイヤルは通話料がかかります